

平成28年4月12日
道路局・都市局・鉄道局

改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について 国土交通大臣の指定を行いました。

国土交通大臣は、今国会で改正された踏切道改良促進法に基づき、改正後第一弾となる改良すべき踏切道として、全国58箇所の踏切道の指定を行いました。

国土交通大臣が今国会に提出した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が平成28年3月31日に成立し、4月1日から施行されました。

今般の改正により、危険な踏切道や渋滞の原因となる踏切道について、国土交通大臣が指定を行い、道路管理者・鉄道事業者や地域の関係者が連携して、具体的な対策を検討する仕組みとなりました。

今回指定する踏切道は、改正後の踏切道改良促進法に基づく最初の指定となるものです。これらは昨年度より関係者の間で改良に向けた協議が行われてきており、第一弾として指定するものです。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、立体交差化等だけでなく、必要に応じて当面の対策等についても検討がなされることとなります。

今後、全国の「開かずの踏切」※など自動車交通の支障となっている踏切道、歩道が狭隘な踏切道及び保安設備が十分でなく事故防止対策の必要性が高い踏切道等について、引き続き指定に向けた準備作業を行って参ります。

※）ピーク時の遮断時間が40分以上の踏切道。

<問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111
道路局路政課 課長補佐 隅蔵（内線 37342）
（課直通） TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616
都市局街路交通施設課
街路交通施設企画室 企画専門官 新屋（内線 32852）
（課直通） TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592
鉄道局施設課 課長補佐 笠原（内線 57886）
（課直通） TEL 03-5253-8554、FAX 03-5253-1634